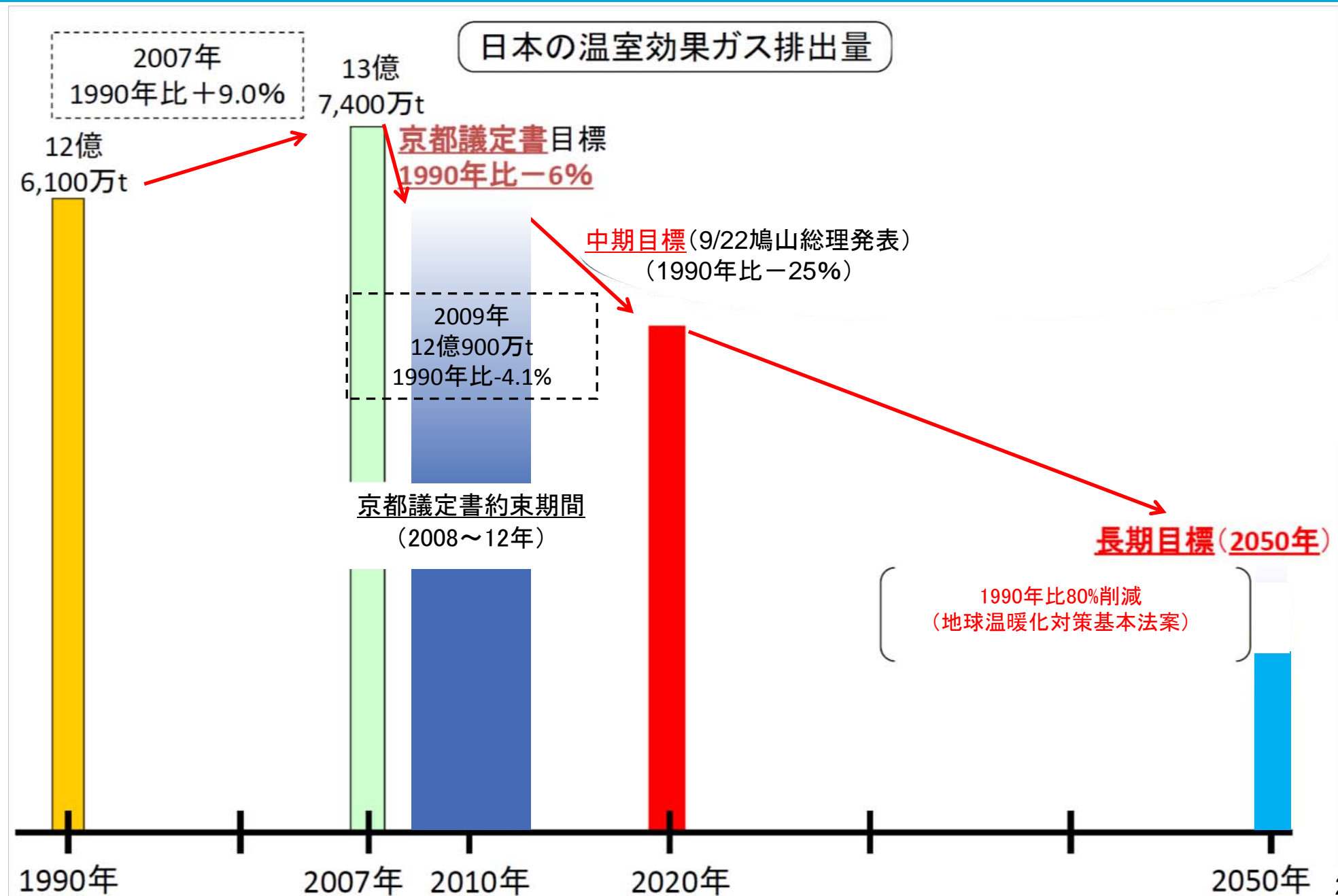


住宅の省エネルギー対策について

国土交通省 住宅局
住宅生産課

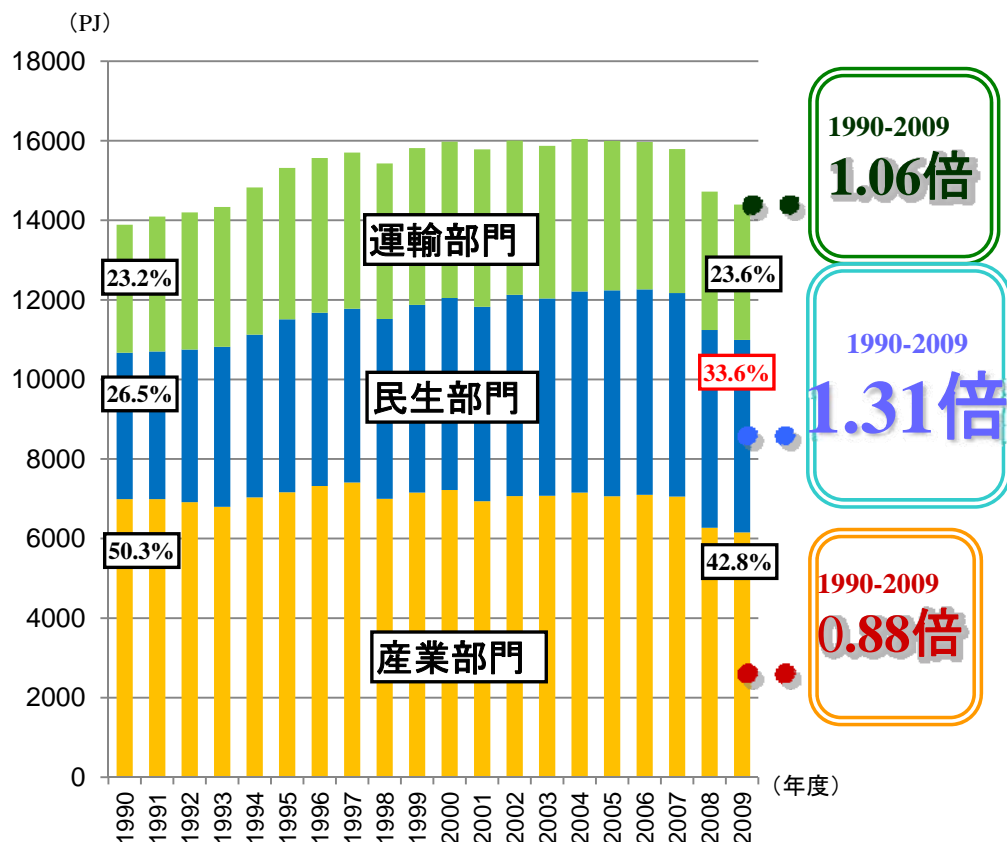
我が国の温室効果ガス排出状況と中長期目標



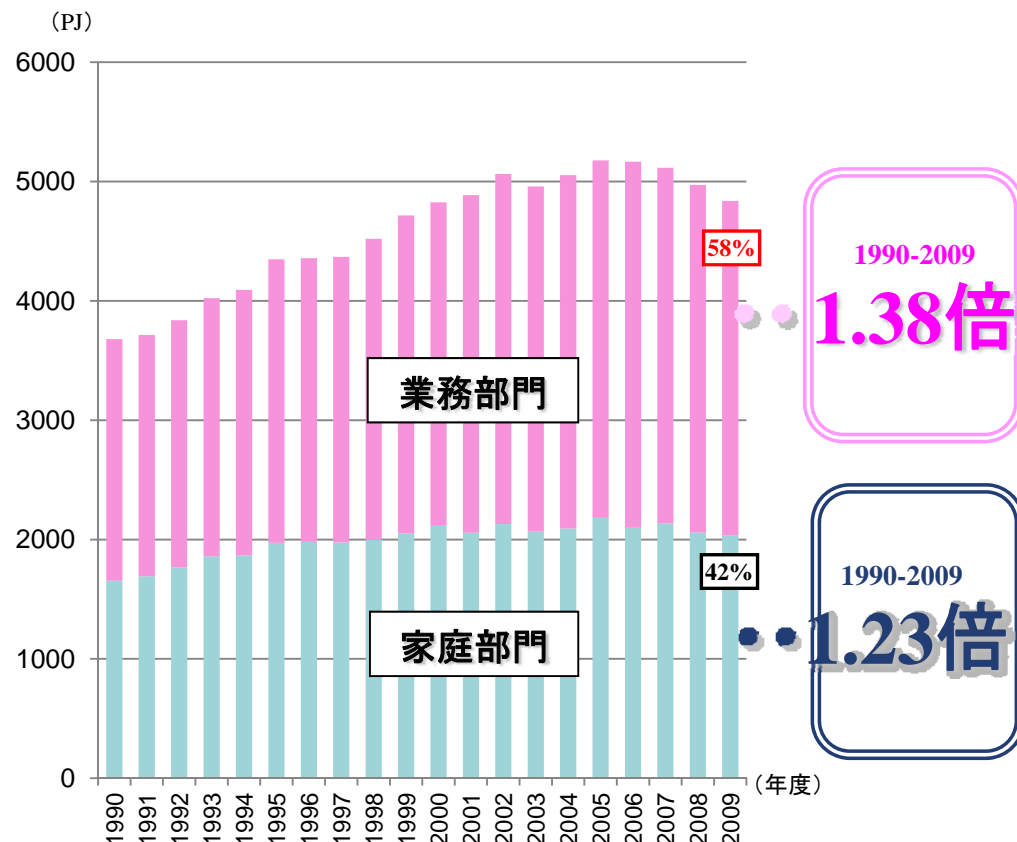
我が国の最終エネルギー消費の推移と民生部門のエネルギー消費の推移

●我が国の最終エネルギー消費の推移を見ると、全体の3割以上を占める民生部門は、産業、運輸部門に比し、過去からの増加が顕著。省エネ対策の強化が最も求められている部門。

【最終エネルギー消費の推移】



【民生(業務/家庭)部門の内訳】



【省エネ法 第72条(要約)】

住宅・建築物の建築、修繕等をしようとする者及び所有者は、国が定める基本方針に留意して、住宅・建築物に係るエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

省エネ法における義務の対象及びエネルギーの効率的利用のための措置が著しく不十分な場合の担保措置について

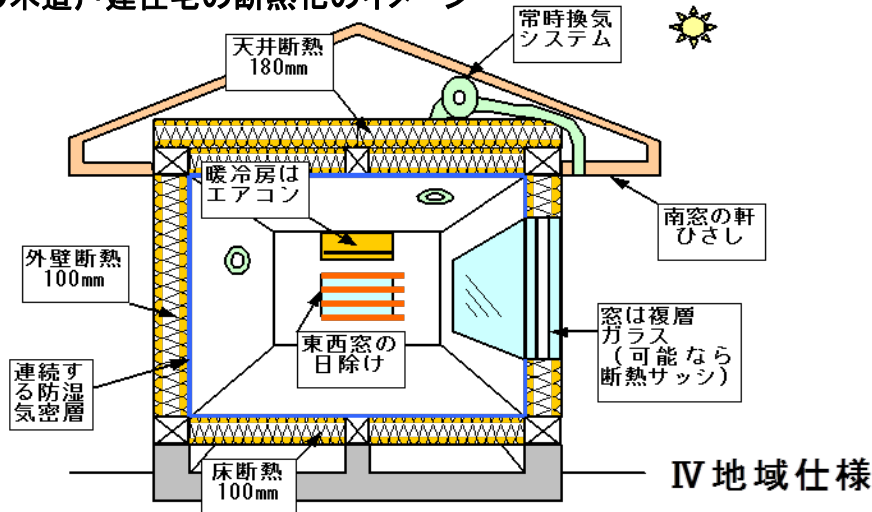
義務	対象	建築物		住宅		
		第1種特定建築物 (2,000㎡以上)	第2種特定建築物 (300~2,000㎡)	第1種特定建築物 (2,000㎡以上)	第2種特定建築物 (300~2,000㎡)	住宅事業建築主 (150戸/年以上)
①新築・増改築時の 省エネ措置の届出義務	届出義務	届出義務	届出義務	届出義務	届出義務	—
	指示・公表・命令・ 罰則	—	—	指示・公表・命令・ 罰則	—	
②大規模な設備改修時の 省エネ措置の届出義務	届出義務	—	—	届出義務	—	—
	指示・公表・命令・ 罰則	—	—	指示・公表・命令・ 罰則	—	
③省エネルギー措置の届 出後の3年毎の維持保 全状況の定期報告義務	届出義務	届出義務	届出義務	届出義務	—	—
	—	—	—	—	—	
④住宅事業建築主の特定 住宅における省エネ性 能の向上	—	—	—	—	—	努力義務
	—	—	—	—	—	勧告・公表・命令

- ・エネルギーの効率的利用のための措置の届出義務違反⇒50万円以下の罰金
- ・維持保全状況の定期報告義務違反⇒50万円以下の罰金

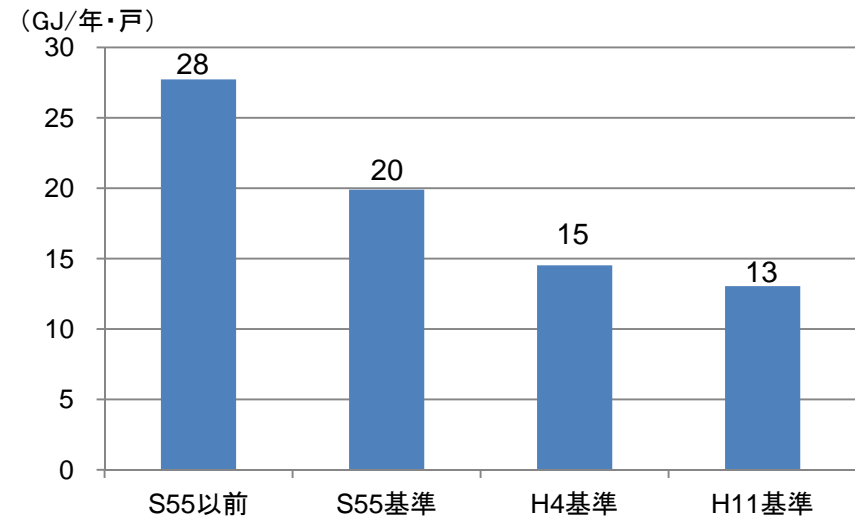
※300㎡未満の住宅・建築物(住宅事業建築主(150戸/年以上)が新築する特定住宅を除く)については、努力義務のみ。

- 全国を6つの地域に区分し、地域ごとに断熱性、日射遮蔽性等に関する基準を規定。
- 1980(昭和55)年に制定。1992(平成4)年、1999(平成11)年に強化。
- 2006年に共用部分の建築設備に関する事項を追加。

● 木造戸建住宅の断熱化のイメージ



● 年間暖冷房エネルギー消費量*の試算



● 基準ごとの断熱仕様等の比較

項目		S55年以前	S55年基準	H4年基準	H11年基準(現行基準)
性能基準	熱損失係数	—	5.2 W/(㎡K) 以下	4.2 W/(㎡K) 以下	2.7 W/(㎡K) 以下
	仕様基準(例)				
仕様基準(例)	断熱材(外壁)	なし	グラスウール30mm	グラスウール40mm	グラスウール100mm
	断熱材(天井)	なし	グラスウール40mm	グラスウール55mm	グラスウール180mm
	開口部(窓)	アルミサッシ+単板	アルミサッシ+単板	アルミサッシ+単板	アルミニ重サッシ 又はアルミサッシ+複層ガラス
年間暖冷房費*		約6万5千円/年	約4万7千円/年	約3万4千円/年	約3万1千円/年
年間暖冷房エネルギー消費量*		約28GJ	約20GJ	約15GJ	約13GJ

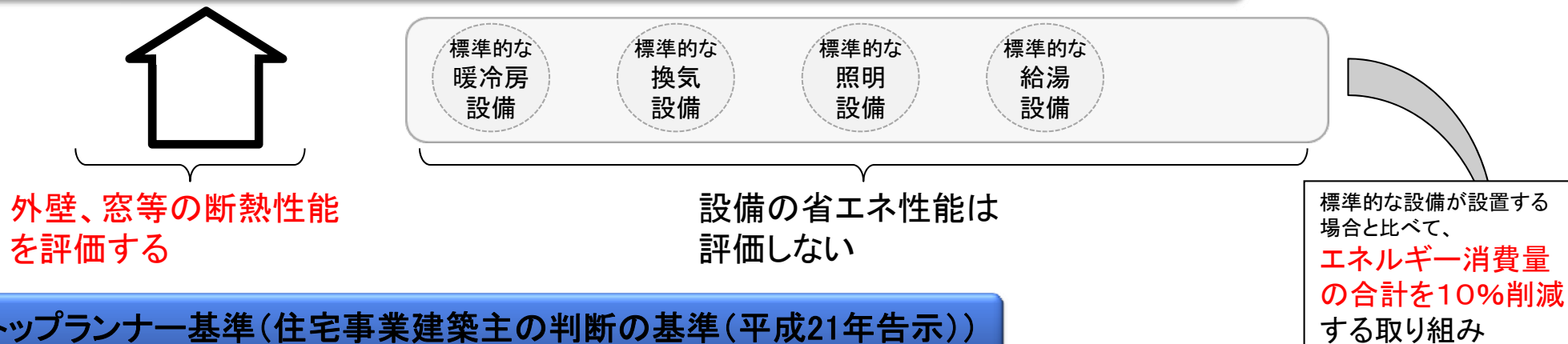
* 一定の仮定をおいて、国土交通省において試算。

トップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)

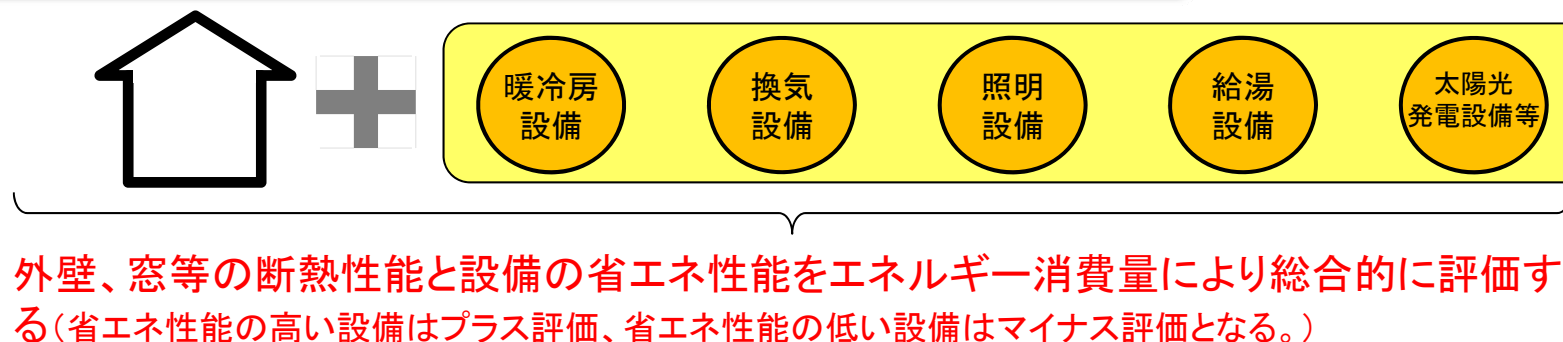
● トップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)

- 住宅の建築を業として行う建築主(住宅事業建築主)に対して、その供給する建売戸建住宅の省エネ性能の向上の目標を定め、**断熱性能の確保、効率性の高い建築設備の導入等により、一層の省エネ性能の向上を誘導。**
- 目標年次(5年後(2013年度)を目標年次として設定)において、目標の達成状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、国土交通大臣は、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して性能の向上を図るべき旨の勧告、その勧告に従わなかったときは公表、命令(罰則)。

省エネ基準 (住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成11年告示))

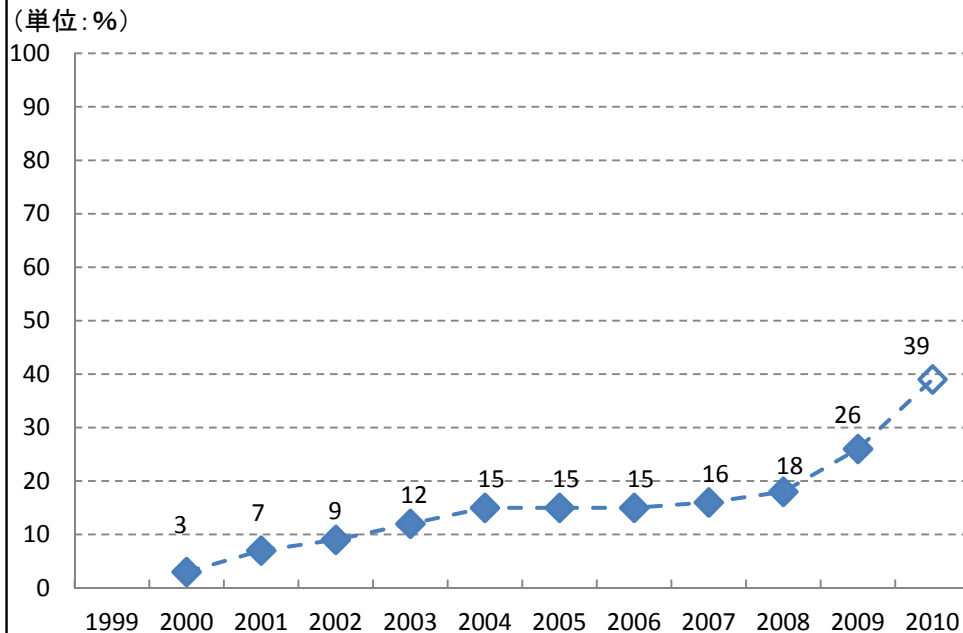


トップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準(平成21年告示))



住宅・建築物の省エネルギー化の進捗状況

新築住宅における省エネ判断基準適合率※の推移 (平成11年基準)

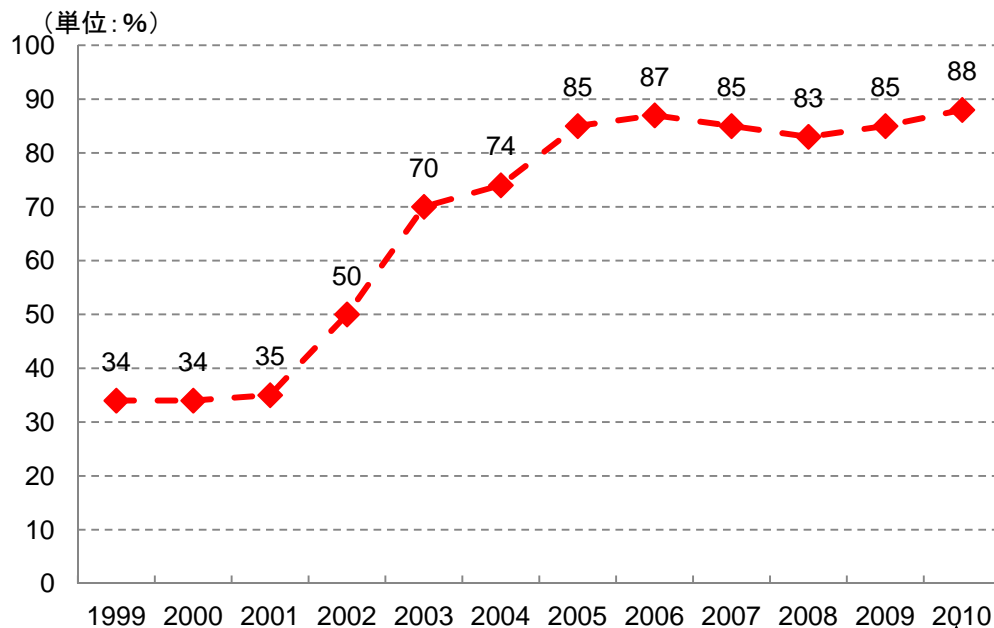


2006年4月より省エネ措置の届出を義務付け

2010年4月より省エネ措置の届出対象を拡大

※ 2009年度までは2010年度における住宅の断熱水準別戸数分布調査による推計値、2010年度は住宅エコポイント発行戸数(戸建住宅)、省エネ法の届出調査(共同住宅等)による推計値(暫定値)

新築建築物の省エネ判断基準適合率※の推移 (平成11年基準)



2003年4月より省エネ措置の届出を義務付け

2010年4月より省エネ措置の届出対象を拡大

※ 当該年度に建築確認された建築物(2,000㎡以上)のうち、省エネ判断基準(平成11年基準)に適合している建築物の床面積の割合

住宅・建築物に関する省エネルギー・省CO2への取組み

経済産業省、国土交通省及び環境省が連携して、有識者、実務者等から構成する「**低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議**」を設置し、住まいのあり方や住まい方について、省エネ・省CO2の推進方策を検討中。

※「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」において「省エネ基準の適合義務化について、対象、時期等の検討」が2011年に見込まれる主要な成果の一つとして位置づけられている。

CO2排出削減対策の基本的方向

住宅・建築物の省エネ化

- 大規模建築物の省エネ基準体系の見直し
 - ※これまでの設備毎の基準から、建築物全体での一次エネルギー消費量に着目した基準へ
- 省エネ基準適合義務化及びその工程を検討
 - ※産業・運輸等他部門の義務化等の取組みとの整合や国民・企業負担への配慮、機器等の性能担保方法、伝統的な木造住宅や住まい方の評価方法等に課題。
- 省エネ性能等の表示(ラベリング等)による「見える化」の促進

既存ストック対策

- 補助、税制等の支援による省エネ・リフォームの推進。

再生可能エネルギーの導入

- 住宅・建築分野において活用余地の大きい太陽光発電や、太陽熱・地中熱の導入を推進。

ライフサイクル全体を通じたCO2排出削減

- LCCM(ライフサイクル・カーボン・マイナス)住宅の普及等により、建設から維持管理、廃棄・再利用等までライフサイクルを通じたCO2排出削減。

CO2排出削減対策の進め方

CO2排出削減と快適性等の間接的便益の実現

- 快適性や健康性、知的生産性の向上など間接的便益の「見える化」の推進

住宅・建設市場の活性化

- 住宅・建築物の省エネ化を通じた高性能化、付加価値向上による住宅・建設産業活性化と中小事業者への配慮

国民、事業者、行政が一体となったハード・ソフトの取組の推進

- ハードの取組みに加え、住まい方や使い方などのソフトの取組の推進

住宅・建築物の省エネ対策の強化に関する支援策

○環境・ストック活用推進事業(平成23年度予算:160億円)

⇒省CO2技術(断熱、設備、自然エネルギー等)の普及啓発に寄与する先導的な住宅・建築物プロジェクトや住宅・建築物の省エネ性能の向上に資するリフォーム等に対する支援

○住宅エコポイント制度(平成21年度～平成22年度補正予算等合計:2,442億円(3省合計))

⇒H23年7月末までに着工・着手した新築・リフォーム工事を対象として終了

○優良住宅取得支援制度(フラット35S)(平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費:2,235億円)

○住宅の省エネ改修に係る所得税・固定資産税の控除等

住宅性能表示制度の概要

住宅性能表示制度とは、住宅の基本的な性能について、

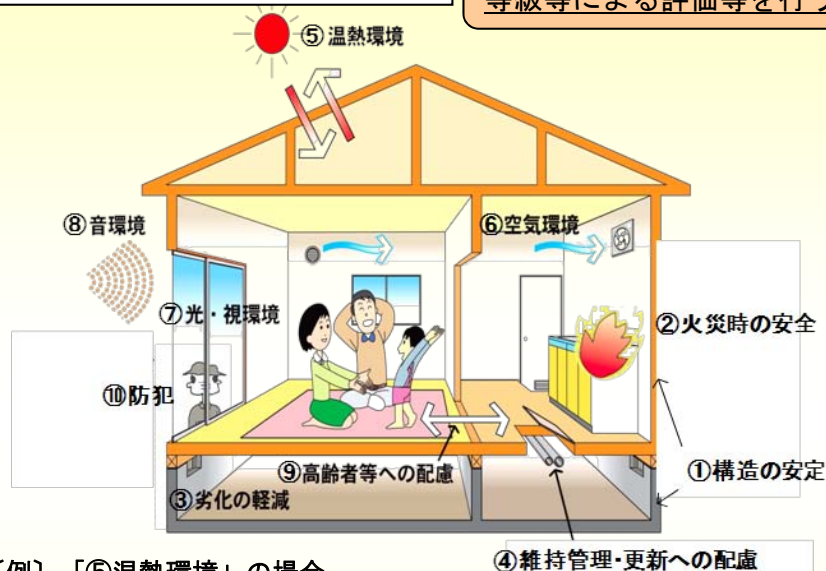
- **共通のルール**（国が定める性能評価項目・性能評価基準）に基づき、
- **公正中立な第三者機関**（登録住宅性能評価機関）が
- **設計図書の審査**や**施工現場の検査**を経て等級などで評価し、
- **評価書**（※1）が**交付された住宅**については、迅速に専門的な**紛争処理**が受けられる

平成12年度から運用が実施された**任意の制度**である。

（※1 建設住宅性能評価書に限る）

●性能評価項目のイメージ

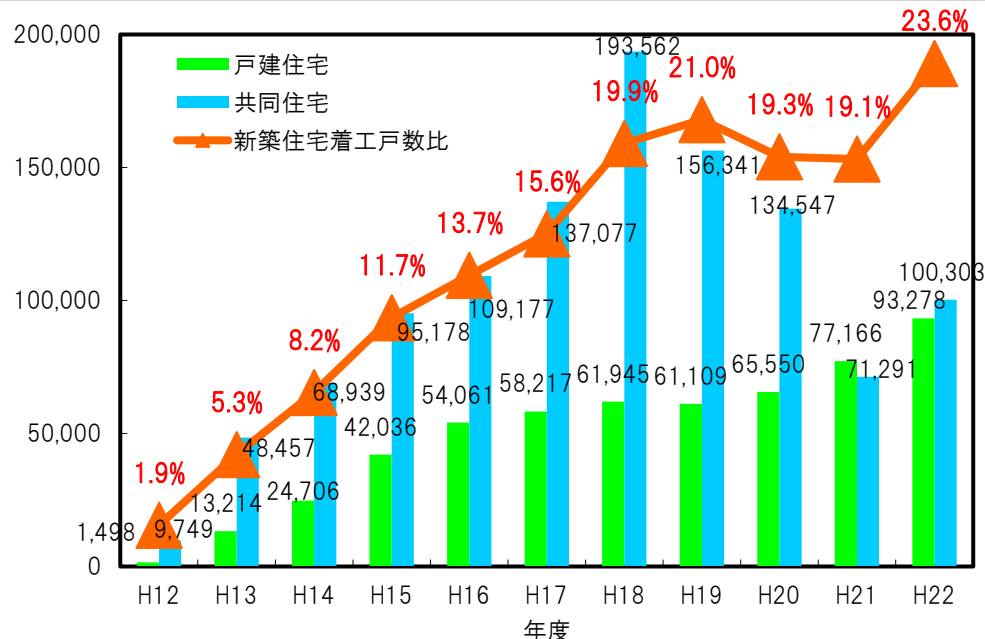
10分野32項目について
等級等による評価等を行う。



【例】「⑤温熱環境」の場合

項目	等級	具体的な性能
5-1 省エネルギー対策等級	等級4	エネルギーの 大きな削減 のための対策が講じられている (H11年省エネ告示レベル)
	等級3	エネルギーの 一定程度の削減 のための対策が講じられている (H4年省エネ告示レベル)
	等級2	エネルギーの 小さな削減 のための対策が講じられている (S55年省エネ告示レベル)
	等級1	その他 (断熱なし等)

●住宅性能表示制度の実績（新築住宅・H12～H22）







（このほか、平成14年度から既存住宅を対象とした住宅性能表示制度を運用実施）

- ・ **平成22年度の実績は19万戸強。**（※2）
- ・ **新設住宅の20%強が住宅性能表示制度を利用している。**

（※2）設計住宅性能評価書の交付ベースで集計

●改正省エネ法第86条において、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、一般消費者に対し省エネ性能の表示に努めることとされたことから、本条に基づく告示※¹を制定し、住宅事業建築主はその販売する戸建住宅について住宅事業建築主の判断の基準※²に適合する旨の表示をすることができることとする。

住宅事業建築主の判断の基準に適合する場合、下記に従い、住宅省エネラベルを表示することが可能

	登録建築物調査機関の評価を受けた上で表示する場合(第三者評価)	建築主等が自ら性能を評価して表示する場合(自己評価)
住宅事業建築主の判断の基準に適合し、かつ、省エネ判断基準※ ³ にも適合する場合	 <p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:適 登録建築物調査機関評価 / 平成 年度</p>	 <p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:適 自己評価 / 平成 年度</p>
住宅事業建築主の判断の基準には適合するが、省エネ判断基準には適合しない場合	 <p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:— 登録建築物調査機関評価 / 平成 年度</p>	 <p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:— 自己評価 / 平成 年度</p>

※1 「住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針」(平成21年国土交通省告示634号)

※2 「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」(平成21年度経済産業省・国土交通省告示第2号)

※3 「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)又は、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」(平成18年国土交通省告示第378号)

普及状況※ H21年度 434戸
 H22年度 6,015戸

※登録建築物調査機関により適合性評価を受けた戸数を掲載